



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

水質汚濁防止法に基づく指定物質の追加について

(1) 指定物質とは

指定物質とは、水質汚濁防止法において定められている「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの」であり、当該物質として、現在で 56 物質が定められています。指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生した場合には、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事に届け出ることとなっています。

(2) 事故時の措置件数

水質汚濁防止法施行状況調査によると、直近 3 年の届出数は 2018 年度が 38 件、2019 年度が 32 件、2020 年度が 30 件となっています。

(3) 指定物質の見直しについて

前回の指定から一定期間が経ち、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)」「アニリン」「PFOS (及びその塩)」「PFOA (及びその塩)」を新たに指定物質に追加する案が出されました。

当社では、排水・環境水・水道水などの分析についても長年の実績があり、新たに指定物質に追加する案が出された物質の測定も行っています。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2022 年 9 月 15 日付 環境省・中央環境審議会](#)

[水環境・土壌農薬部会 \(第 5 回\) 配布資料](#)

有機分析箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況 \(令和 3 年\) について](#)

[2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

[3. 環境基準の水域類型の指定 \(底層溶存酸素量\) について](#)

廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可 (令和 3 年) について

環境省は、2021 年における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく廃棄物の輸出入の実施状況を取りまとめました。

廃棄物処理法に規定する手続を経て我が国から輸出された廃棄物の量は 866,754 トン、我が国に輸入された廃棄物の量は 2,568 トンでした。

廃棄物の輸出報告のあった品目は、ほぼ全て石炭灰で、輸出の相手国・地域は韓国、香港、フィリピン等であり、全てセメント製造における粘土代替原料又は混和材としての利用を目的とするものでした。

環境大臣が輸出確認を行った廃棄物の輸出は 44 件で、その輸出確認量は 3,828,330 トンでした。また、輸出確認を得た廃棄物のうち、実際に輸出され処分が完了したものとして報告された量は 866,754 トンでした。なお、分析試験目的での輸出確認量は 4 キログラムでした。

廃棄物の輸入報告のあった品目は廃乾電池、水銀含有汚泥等で、輸入の相手国・地域はタイ、インドネシア等であり、ほぼ全て資源回収を目的とするものでした。

環境大臣が輸入許可を行った廃棄物の輸入は 2 件、その輸入許可量は 200 トンでした。また、輸入許可を得た廃棄物のうち、実際に輸入され処分が完了したものとして報告された量は 2,568 トンでした。なお、分析試験目的での輸入確認量は 0.8 キログラムでした。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2022 年 8 月 19 日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 鶴谷佳代



当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。

そのようなお悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、

最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。

ご了承いただければ配信致します。

お問い合わせはこちら



お問い合わせはこちら

